

令和7年度教育課程について（届） （中学部）

このことについて、東京都立学校の管理運営に関する規則に基づき、
下記のとおり届け出ます。

記

1 教 育 目 標

(1) 学校の教育目標

特別支援学校として、校内に在籍する児童・生徒の教育目標を次のように掲げるとともに、地域のセンター校として障害のある児童・生徒への支援を推進する。

- ・健康で明るい子
- ・意欲をもってがんばる子
- ・みんなと仲良くできる子

中学部の目標（普通学級・知的）

- ・豊かな心と健康でたくましい体を育てる。
- ・基本的生活習慣の確立を図る。
- ・社会生活に必要な基礎的知識・技能を培う。
- ・友達との関わり合いを豊かにし、みんなと活動できる力を育てる。

中学部の目標（普通学級・自閉）

- ・豊かな心と健康でたくましい体を育てる。
- ・基本的生活習慣の確立を図る。
- ・社会生活に必要な基礎的知識・技能を培う。
- ・自分のすることや役割を理解し、見通しをもって、みんなと活動できる力を育てる。

中学部の目標（重度・重複学級）

一人一人の障害に合わせた指導の中で、もてる力を最大限に発揮できるようにするため、次のような目標を掲げる。

- ・豊かな心と健康な体を育てる。
- ・生活に必要な基本的な知識・技能を培う。
- ・生活経験を広げ、社会参加に必要な力を伸ばす。
- ・身近な人との関わりを楽しみながら、集団活動に参加する態度を育てる。

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

- ・生徒一人一人の生命に畏敬の念をもち、個性と可能性の伸長のために、人権を尊重した教育を行う。
いじめの未然防止、早期発見・早期対応、重大事態への対処等に向けた指導の充実に努めるとともに、教員による体罰や不適切な言動等の根絶に向けた取り組みや人権課題に関する研修を実施し、人権意識に基づいた学校づくりを推進する。
- ・学習指導要領に示されている各教科等の内容と関連を図り、実際の学校生活の中で生徒会活動や係活動等の、体験的、具体的な学習活動を通して、果たすべき役割と責任について学習できるようにするなど、「（小学校・中学校）多様な教育課題に対応したカリキュラムモデル」（平成27年9月）等を参考にし、主権者教育及び消費者教育の基礎となる指導の充実に努める。
- ・生徒が自ら学び、自ら考えるなどの「生きる力」を育むために、体験的・総合的な学習を設定し、学び方やものの考え方を身に付けるだけでなく、問題解決や探求活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の在り方、生き方を考えることができるようにする。
- ・一人一人の発達段階を考慮し、学習の基礎・基本を重視するとともに、将来、家庭や地域の生活を見据えた、生活する力の育成を重視する。
- ・生徒一人一人の障害の状況や特性、ニーズを把握した個別指導計画を作成する。個に応じたスモールステップを大切にしながら指導目標や指導の手だてを具体的に設定し、生徒一人一人の「できること」を大切

にした授業づくりを実施し、指導の充実を図るとともに、適正な計画、実施、評価、改善を行う。

- ・知的障害のある生徒の学習特性を踏まえた指導の形態である「各教科等を合わせた指導」については、発達段階に応じた一貫性のある教育の中核に位置付け、生徒の主体性や意欲を育てる単元（題材）の工夫・開発、学習環境の整備、指導内容・方法の充実・改善等に努める。
- ・オリンピック・パラリンピック教育を発展させ、共生社会の実現等に向け、家庭や地域等と連携を図りながら、障害者スポーツ等を通じた交流を継続して取り組むなど「学校2020レガシー」を各教科等や行事等と関連付け、学校全体で組織的・計画的に展開する。
- ・各授業における芸術に関する指導において、生活を明るく楽しいものにする態度と習慣を育て、生涯を通じて芸術活動を楽しめるようにするなど、芸術・文化的指導及び活動等に関する指導の充実を図る。
- ・保護者の要望や期待に応えられるように、学校生活支援シート（個別的教育支援計画）を作成し、関係諸機関との連携や引き継ぎのツールとし、支援に関する必要な情報の共有を図る。
- ・学校運営連絡協議会を設置し、学校運営や教育内容について保護者や地域住民の意向を的確に把握し、学校評価を行い、意見を反映するとともに、本校に関する情報を積極的に発信していく場とし、開かれた学校づくりを進める。
- ・生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価しその改善を図ること、教育課程の実施に必要な人的体制確保と物的環境整備を行い、その改善を図っていくことに加え、個別指導計画の評価と関連付けた教育課程の評価・改善に取り組み、教育課程を中心に据えた教育活動の向上を図ることを通して、カリキュラム・マネジメントを推進する。

2 指導の重点

(1) 各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動、各教科等を合わせた指導の重点

ア 各教科

- ・数学については、数概念の知識を広げ、機器の活用も含め生活に生かせるようにする。
- ・音楽では、表現・鑑賞の活動を通して音楽についての興味、関心を深めるようにする。
- ・美術では、造形活動によって表現・鑑賞の能力を培い、豊かな心を養う。
- ・保健体育では、適切な運動の経験や安全について理解し健康の保持増進と体力向上を図るとともに、個々の生徒の障害の状態等、運動の経験及び技能の程度に応じた指導を進め、生涯を通じてスポーツに親しめるようにする。
- ・職業・家庭では、家庭生活や将来の生活につながる知識、技能等について具体的な活動を通して指導し、働く意欲や働く力を身に付けていくようにする。

(普通学級 知的)

- ・国語については、言語やコミュニケーションの知識を養い、関心を広げ、生活の中に生かせるようにする。また、絵本の読み聞かせ等を通して、本への関心を高めるようにしていく。
- ・社会については、社会的な見方・考え方を働かせ、比較したり、調べたりする活動を通して、社会的事象に関心がもてるようにしていく。
- ・理科については、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって、観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象についての関心を広げるようにしていく。

(普通学級 自閉)

- ・時間の構造化を図り、生徒一人一人が見通しをもてるような工夫をする。
- ・国語については、言語やコミュニケーションの知識を養い、関心を広げ、生活の中に生かせるようにする。また、絵本の読み聞かせ等を通して、本への関心を高めるようにしていく。
- ・社会については、社会的な見方・考え方を働かせ、比較したり、調べたりする活動を通して、社会的事象に関心がもてるようにしていく。
- ・理科については、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって、観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象についての関心を広げるようにしていく。

(重度・重複学級)

- ・国語については、コミュニケーションの手段を養い、自分の意思を何らかの方法で伝えていこうとする気持ちを育てていきながら、関心を広げ、生活の中に生かせるようにする。また、絵本の読み聞かせ等を通して、本への関心を高めるようにしていく。
- ・数学については、物の認知や比較の知識を広げ、機器の活用も含め生活に生かせるようにする。

- ・保健体育では、適切な運動の経験や安全について理解し健康の保持増進と体力向上を図る。
- ・職業・家庭では、家庭生活や将来の生活につながる知識、技能等について具体的な活動を通して体験する。

イ 道徳科

- ・互いに尊重し、望ましい対人関係を育て、集団生活や社会生活に必要なルールを守り、すすんで楽しく参加できる能力や態度を身に付ける。道徳教育推進等のために、道徳教育推進教師を生活指導部に位置付け指名する。全体計画及び年間指導計画を作成し、「特別の教科 道徳」の内容に基づいて、各教科等を合わせた指導として行う。各教科等を合わせた指導や教育活動全般に渡って指導する。

ウ 総合的な学習の時間

(普通学級 知的)

- ・自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題解決する資質や能力を育てる。

(普通学級 自閉)

- ・人との関わりの中で自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てる。

(重度・重複学級)

- ・集団での活動に慣れるようにしていき、学級以外の生徒とも交流できるようにしていく。

エ 特別活動

- ・学校行事等を通して、興味・関心を生かした主体的に係わる課題を設定し、意欲を伸ばし最後まで協力して学習する力を育む。
- ・学級活動については、相手の思いを聞いたり、相手のことを理解したりしてやりとりしながら、役割分担や生活をよくするための目標に向けた取り組みなどを通して、自主的・実践的な態度を育む。

オ 自立活動

- ・ＩＣＦの考え方を踏まえ、個々の生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。また、各教科等を合わせた指導として、学習指導要領の目標及び内容を踏まえ、個別指導計画に基づいた指導を行う。また、特別支援学校外部専門員等の指導・助言を生かしていく。
- ・学習指導要領における自立活動の「個別の指導計画の作成と内容の取扱い」に基づき、実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れ図を作成・活用するなどしながら、個々の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な実態把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、個別の指導目標や具体的な指導内容を定めた個別指導計画を作成し、指導を行う。

(普通学級 自閉)

- ・人間関係の形成について、生徒の障害の特性等に応じて自他の理解や対人関係技術の向上を取り上げて指導していく。

(重度・重複学級)

- ・ＩＣＦの考え方を踏まえ、個々の生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基礎を培う。
- ・時間の指導として毎日３０分を設定し、学習指導要領の目標及び内容を踏まえ、個別指導計画に基づいた指導を行う。
- ・重複障害における機能回復訓練を中心に据え、また生活年齢相応の指導を配慮し、環境に適應できる能力の育成やコミュニケーションボードやジグなどの補助具の工夫を図り、活動が広がるようにする。

カ 各教科等を合わせた指導

- ・各教科等を合わせた指導を行う際には、「知的障害特別支援学校の教育課程の充実に向けて」（令和３年３月）を参考に教育課程を編成し、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮し、一部なのか全部なのかについて十分に検討するとともに、各教科等の目標及び内容に照らした学習評価を行う。
- ・日常生活の指導では、基本的生活技能の向上と望ましい生活習慣の定着を図り、生活していく上で必要な自立への意欲を伸ばす。また、キャリア教育の一環として係活動の充実を図る。
- ・生活単元学習では、身の回りの事物に関連した単元を設定し、各教科や行事と関連させて単元ごとの指導計画を適切に作成する。できるだけ体験的・総合的な学習活動を設定し、指導内容・方法の充実、改

善を図る。

- ・日本の伝統・文化の学習として、正月等の季節にちなんだ行事に伴う活動や、音楽で太鼓等の和楽器による演奏活動等を行う。
- ・「がんについて正しく理解し、健康と命の大切さを考えるリーフレット」（令和5年6月）を活用し、実態に応じてがん教育の推進を図る。
- ・性に関する指導については、「性教育の手引き」（平成31年3月）を活用しながら全体計画を作成し、生徒が発達段階に即して人間の性を正しく理解し、家庭・社会生活と関連させていく。生徒の実態に応じて日常生活の指導の中で行う。なお、指導にあたっては、家庭の理解を得るとともに、集団で行うガイダンスと、個別に対応したカウンセリングの双方の観点により行うようにする。
- ・ヘルプマークとヘルプカードの活用について、単元に位置付けながら日常生活の中で体験的に学習できるようにする。
- ・作業学習では、生徒の働く意欲を培い、集中力や持続して課題に取り組む力を育みながら、将来の職業生活や社会自立に向け、生活する力を高めていく。

(普通学級 自閉)

- ・自閉症の障害特性及び生徒一人一人の実態等に応じた課題（対人関係の課題、ソーシャルスキルの課題等）の解決を目指して、社会性の学習を行う。

(重度・重複学級)

- ・日常生活の指導では、基本的生活技能の向上と習慣の定着を図り、生活していく上で必要な自立への意欲を伸ばす。
- ・生活単元学習では、社会的事象や自然の事物・現象について身近な題材を生活単元学習で取り上げ、体験的な活動を通して、社会的事象や自然の事物・現象についての関心を広げるようにしていく。

(2) 生活指導の重点

- ・全教職員が協力して組織的に指導をし、生徒の基本的生活習慣の確立や社会性の育成等、将来の自立と社会参加に向けて生活指導の充実を図る。
- ・保護者との連携を密にし、本校独自の「一人通学マニュアル」を活用しながら、一人通学の指導の充実を図るとともに「位置検索（GPS）機能を活用した安全・安心な登下校に向けて」（平成30年12月）などを参考に、生徒の実態に応じた行方不明の防止策を講じる。
- ・交通ルールを守りながら安全に歩行できるように、関係機関と連携して交通安全教室を実施する。
- ・教員に課せられている「安全配慮義務」について、全教員へ周知を図り、学校事故（負傷事故や行方不明等）の未然防止を徹底する。
- ・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るためにセーフティ教室を実施し、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪防止及び被害防止教育を推進する。
- ・地域の健全育成ネットワーク（板橋安心ネットワーク等）を活用し、日頃から関係機関と連携しながら、全教職員が協力し、組織的に生活指導等の指導を行う。
- ・「安全教育プログラム」、「防災ノート～災害と安全～」を活用し、犯罪や事故、災害などの危険を予測し回避する能力や、他者を守る能力や資質を身に付けることのできる安全教育（安全指導）を推進する。
- ・避難訓練は「学校危機管理マニュアル」、「安全教育プログラム」、「防災ノート～災害と安全～」を踏まえ、体験的・実践的な内容となるよう工夫する。また、保護者や地域との連携を重視した避難訓練・防災訓練を年間必ず1回以上実施する。
- ・災害や事故等の発生に備え、学校が作成する緊急カードや区市町村が作成するヘルプカード等を活用して周囲の人に支援を求める能力や公共施設等に自ら避難して自身の安全を確保する能力など、危険を予測し回避する力を育成する。
- ・「SNS東京ルール」（平成31年4月改訂）に基づいたルール作りのほか、「GIGA ワークブックとうきょう」（令和5年4月）、「考えよう！いじめ・SNS@T o k y o」（令和3年3月11月更新）、「インターネット等の適正な利用に関する指導事例集・活用の手引」（平成28年3月）等を活用し、パソコン、携帯電話、スマートフォン等情報機器の適切な利用について指導を行う。
- ・不登校や長期欠席等の生徒については、家庭訪問や保護者との連絡等を通して、当該生徒が置かれている状況や交友関係などについて把握するとともに、「児童・生徒を支援するためのガイドブック～不登

校への適切な対応に向けて～」(平成30年12月)等を活用しながら関係機関と連携して指導を行う。

(3) 進路指導の重点

- ・日常の指導全般を通じて一人一人の進路について、進路情報を収集し、保護者会や個人面談を通して、保護者との連携を密にしながら指導の充実を図る。
- ・第2学年での作業学習見学や第3学年での作業学習体験、更に使用教材の継続活用等を実施し、高等部(都立板橋特別支援学校、都立練馬特別支援学校)との連携強化を図る。
- ・作業学習や職業・家庭を中心に働く意欲・態度が身に付くよう指導の充実を図る。
- ・キャリア教育については全体計画を作成し、高等部の作業学習体験や作業所・福祉施設の見学、様々な職場の人を講師とした就業体験を3年間で4回以上実施する。また、小学部から高等部まで一貫性のあるキャリア教育を推進する。

(普通学級 自閉)

- ・働くこと、生きることを理解するとともに、集中力や持続力を大切にする。

3 教育目標達成のための特色ある教育活動・その他の配慮事項等

(1) 特色ある教育活動

- ・社会見学や移動教室、修学旅行などを通して、体験学習や社会体験を積み、基本的な生活習慣の確立や集団生活への参加意識能力を高めるなど段階的な計画をしている。
- ・副籍制度の充実を図り、地域の学校との交流及び共同学習や地域の人たちとの交流活動を推進する。その実施に当たっては、交流を行う双方に期待される成果等を十分に検討し、個別指導計画に基づいた計画的な指導を行うとともに、地域の主任児童委員の参加協力など工夫して、直接的な交流を促進していく。
- ・交流協力校である板橋区立高島第三中学校との交流を深める。
- ・家庭や地域での生活の質を向上するために、特別支援学校外部専門員の活用や地域の人材を活用した指導を通して蓄えた専門的知見を保護者や関係機関と共有し、共生社会の実現に貢献する。
- ・『「つながり」と「安心」』(平成28年3月)を参考に学校生活支援シート(個別的教育支援計画)を作成し、本校小学部や通学区内の小学校との連携を強め、個別指導計画を早期作成し、個々のニーズに応じた教育を推進していく。学校で実施すべき生徒一人一人の障害特性等に応じた支援の工夫について記載するなど内容の充実を図る。
- ・東京都立特別支援学校 アートプロジェクト展への出展や、総合文化祭への参加等を通して、校内の芸術に関する指導の充実を図る。
- ・東京都の定める「東京都教育の日」の主旨を生かし、都民に本校の教育の理解を深めるため、学校見学会や副籍事業理解推進研修会等を実施する。
- ・ボランティア教育を、全学年において実施する。社会貢献活動として、本校の近隣に位置する赤塚公園の清掃を行うことで地域への貢献を担うなど、社会に貢献する活動を推進する。
- ・ICT機器及び他の視聴覚機器等を活用しながら授業力の向上を図るとともに、教材・教具等の収集や作成、指導事例の蓄積等を進めていく。
- ・総合防災訓練を実施し、生徒の防災意識の育成を図るとともに、安全確保に向けた教職員、保護者、地域との危機管理体制を確認する。
- ・生徒の実態や学校の実情に応じて、外国語や外国文化に触れる機会や経験を重視した外国語教育及び国際理解教育の充実を図る。特にTGGの利用や、外国人英語等教育補助員を効果的に活用した教育活動の工夫・開発に努める。

(2) その他の配慮事項

- ・通学区の就学前施設、小・中学校、盲・ろう・特別支援学校及び板橋区・練馬区教育委員会との連携を深め、特別支援教育ネットワークの広域支援体制を構築する。
- ・障害のある生徒の理解推進として、学校見学会を年間5回実施、啓発講演会を地域の学校で行う等、積極的に地域に啓発活動をする。
- ・特別支援教育の専門機関として地域のセンター的機能を果たすため、家庭や関係機関との連携を図る。
- ・学校生活全体における言語環境を十分に整え、生徒の言語活動がより適正に行われるようにするとともに、生徒一人一人の障害の状態等に応じた適切なコミュニケーション手段の選択・活用に留意し、言語

活動が活発に行われるようにする。

- ・療育機関や医療機関の訪問、施設見学会の実施などを通して、家庭と学校が生徒の将来について共通理解を図り、連携を深められるようにしていく。
- ・事故防止や防災対策の徹底を図るとともに、家庭や地域との協力関係を深める
- ・体罰の根絶に向け、年3回の研修を実施する。
- ・人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、人権教育を推進する。
- ・人権課題「北朝鮮による拉致問題」について、DVD「めぐみ - 引き裂かれた家族の30年」等を活用した研修を行うとともに、生徒の発達段階に応じてアニメ「めぐみ」等を活用しながら、工夫して指導を行う。
- ・『「SOSの出し方に関する教育」を推進するための資料』（平成30年2月）DVD「自分を大切にしよう」を活用し、発達段階に応じて適切な援助希求行動ができるよう指導を行う。
- ・個別指導計画に基づく指導の評価に当たっては、学習の習得状況や成長・発達の様子などについて各教科は観点別学習状況を踏まえて、常に具体的かつ客観的な評価を行うことに努める。そのために、「授業記録」の取り方や整理の在り方を工夫する。
- ・「東京都いじめ防止対策推進基本方策」（平成26年7月）に基づいて学校で作成した「学校いじめ防止基本方針」及び、「いじめ総合対策（第2次・一部改定）」（令和3年2月）を活用し、「いじめ防止の取組を推進する6つのポイント」や「いじめ防止において必ず取り組む18の項目」を基に、教育委員会と連携して組織的にいじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の四段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていく。
- ・「新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別意識の解消を図る指導資料（児童・生徒用）」（令和2年7月：東京教職員研修センター）を活用して、学校感染症の罹患者に対する偏見や差別が生じないよう指導する。